

② 地域での生活基盤整備

- 地域の住民・関係者が手をつなぎ協働で、インフォーマルサービスの育成・実施、地域の絆・互助の再生、フォーマルサービスとインフォーマルサービスとの連携などを進め、新しい地域福祉のかたちの形成をめざします。
- 総合相談、日常の生活支援、外出支援、一人暮らし高齢者の見守りなど、高齢者の様々な生活シーンに対応したきめ細やかな生活支援・見守り・支え合い等を行います。
- 高齢者が安心して住めるよう、持ち家の改修、賃貸住宅における高齢者対策、高齢者福祉分野における多様な住まいの確保等を進めます。
- 推進条例・推進計画に基づき、ユニバーサルデザインの地域づくりを進めます。

ア 地域の住民・関係者による協働の地域づくり

- 都市部の地域では、人口の流出入により、地縁的なコミュニティ活動を志向しない者が増えています。一方、過疎の進んだ地域では、若者の都市部への流出によりコミュニティの担い手が減っています。
- このように地域の支え手が減少している一方、地域におけるニーズは多様化・複雑化していることから、地域の特性を把握している市町・地域包括支援センター、社会福祉協議会が中心となって、民生委員、介護事業者、老人クラブ、NPO、当事者団体、ボランティア団体等との連携を強化し、地域の住民が相互に支援し合う地域社会をつくることが重要です。
- 制度に基づく公的サービスをフォーマルサービスとすれば、地域の特性に応じた必要なニーズに的確に対応する制度外のサービスをインフォーマルサービスとして、地域の中に定着させる仕組みが重要です。
- 制度の外にある生活ニーズへの対応（電球の交換、大物のゴミ出し、通知の代読など）や、制度の谷間にある者への対応（軽度障がい、一時的要支援など）、また、孤立化している人などを社会としていかに受け入れるかというソーシャルインクルージョンの取組は、社会の仕組みや制度ですぐに対応できない場合があるため、地域におけるインフォーマルサービスとしてきめ細やかに対応することも必要です。
- 市町、地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護事業者とともに、地域を構成する住民、企業、団体、NPO、ボランティア等の多様な主体が、地域の相互支援事業を行ったり、フォーマルサービスとインフォーマルサービスを有機的・重層的に連携させることにより、住み慣れた自宅や地域で安心して生活できる地域社会をめざします。
- また、今後は、「団塊の世代」が定年を迎え、地域に戻ってきます。「団塊の世代」は、戦後日本経済を支えてきた世代であり、常にライフスタイルの変革期のフロントランナーでした。高学歴で組織力があり、多様なライフスタイルと価値観を持つ世代と言われており、従来の「高齢者」のイメージとは大きく異なります。
- そして社会参加への意欲も高く、地域福祉・地域社会の新たな担い手になりうる存在です。地域の高齢者を支えるのみならず、子育て世代や若年世代を支える側に回ることも十分可能です。地域社会の新たな担い手の予備群である「団塊の世代」に対して、ボランティア活動への参加を促進するなど、活躍の場を用意し、「支える高齢者」を増やします。

イ 生活シーンに対応したきめ細やかな生活支援・見守り・支え合い等

(総合相談)

- 地域包括支援センター（在宅介護支援センター）は、地域に住む高齢者の様々な生活にかかわる相談をまずは全て受け止め、適切な機関や制度、サービスにつながります。また、身近な相談機関として、継続的にフォローアップを行っていきます。
- その際には、単なる相談窓口係として受け身に止まることなく、地域にアンテナを張り巡らせ、積極的にアウトリーチ（outreach/手を差し伸べる）に活動することが必要になります。

(日常の生活支援)

- 「食べる」ことは、健康の基本です。地域活動栄養士、食生活改善推進員（ヘルスメイト）などによる高齢者の食生活支援を進めます。
- 「配食サービス」等の実施において、買い物・食事の調理が困難な高齢者世帯などに栄養バランスのとれた食事提供を行うほか、配達の際に安否確認を行うなどにより、地域で高齢者が元気に暮らし続けられるよう支援を行うことが必要です。
- 「食事」という楽しみ、生きがいの観点から、食事のために一緒に買い物へ出かける、みんなで食事をするといった地域のボランティアを育てることも必要です。
- また、電球の交換、大物のゴミ出し、市町から来た通知の代読など、地域・近所における「ちょっとした手助け」を進めることが必要です。

(外出支援の在り方)

- コミュニティバスや乗り合いタクシーなどの公共交通施策と一体的に、高齢者の移送手段の確保について考えていくことが重要です。
- また、地域の人が出かけるついでに買い物先や医療機関へ乗せていくなど、地域住民の助け合いでの移送を進めることも必要です。
- 道路運送法の改正により、NPO等非営利法人による要介護者等の有償での移送（福祉有償運送）が可能となり、現在、県内各地域で福祉有償運送が行われています。県では福祉有償運送が円滑に行われるよう市町等を通じて様々な支援を行ってきたところですが、今後は、福祉有償運送を実施するNPO等非営利法人を支援すること等により、福祉有償運送の継続的、安定的な提供を促し、要介護者等の移動制約者の移動手段を確保します。

(一人暮らし高齢者の見守り)

- 増加傾向にある一人暮らしの高齢者は、日常生活上の問題や健康面の不安を抱えているにもかかわらず、緊急時の対応への体制が不十分であり、外部とのつながりが断たれやすい傾向があります。
- 地域の民生委員、ボランティア、自治会、金融機関・郵便局、薬局、商店などが、高齢者の安否確認を行い、孤立死を防止するとともに、高齢者が地域で安心して暮らせる基盤づくりを促進します。

- 地域において援助を必要とする高齢者や生活困窮者等に対し、常に地域住民の立場に立って相談・援助を行う民生委員活動の推進に努めます。
- また、高齢者が地域とのかかわりを深めて生きがい活動を行うことができるような環境整備に努めます。

（社会参加・仲間づくり）

- 一人暮らし高齢者等が、地域とつながる場として、また、いつまでも様々な知恵・知識を学べる場として、公民館などの社会教育・生涯学習の場の整備が必要です。
- 同様に、老人クラブ、地域におけるいきいきサロン活動など、高齢者の地域の「たまり場」をつくり、閉じこもり予防や、日常会話を通じての「緩やかな見守り」を行うことも重要です。
- 老人クラブにおいては、「地域を豊かにする社会活動」として、一人暮らし高齢者等への友愛訪問、清掃等の社会奉仕活動などに加えて、昔からの文化などを伝承する活動などを行っています。高齢者の知識・経験を生かした地域貢献活動を促進します。
- また、経済的自立および生活意欲の助長を促進し、安定した生活を送れることを目的とした生活福祉資金貸付制度を推進し、高齢者の在宅福祉・社会参加の促進を図ります。

（高齢者虐待防止・権利擁護）

- 認知症高齢者等の消費者被害や悪徳商法を防止するために、地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域の弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等が協力して成年後見制度の普及啓発などを進めることが必要です。民生委員・児童委員の研修会や関係団体を通じて悪質事例を紹介するパンフレットを配布するなど、注意喚起に努めることも必要です。
- また、認知症高齢者等を対象とした自立生活支援事業や苦情解決事業などの取組を推進します。
- 現に虐待を受けている又は虐待を受けるおそれのあるケースの早期発見に取り組み、虐待を未然に防ぐための「①早期発見・見守りネットワーク」、個々の虐待ケースについての検討を踏まえ、介護保険サービスその他の保健医療サービスに的確かつ迅速につなげ、継続支援を行うための「②保健医療サービス介入ネットワーク」、個々の虐待ケースについての検討を踏まえ、保健医療サービスによる介入を補完的に支える必要度等を判断し、措置や法執行につなげるための「③専門機関介入支援ネットワーク」の3つのネットワークづくりを促進します。

（緊急時・災害時の支援）

- 緊急時・災害時の要援護者を支援するため、市町・地域の警察・消防・民生委員などの関係機関が連携し、地域の要援護者マップの作成や支援ネットワーク作りなど、緊急時・災害時の対応に向けた準備が重要です。
- 災害時の避難所として、介護保険施設や通所介護事業所等は活用できる資源です。利用協定の締結を進めるとともに、関係機関間で要援護者・利用可能施設等の情報共有を進めていくことが必要です。

(IT技術の活用)

- IT機器等とガス、水道および電気等と連動した安否確認の仕組みや緊急通報システムなどの仕組みについても考えていく必要があります。

(介護にあたる家族の支援)

- 介護を行う家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るため、地域支援事業等を活用し、家族介護支援事業を積極的に促進します。

ウ 多世代交流・共生型サービスの推進

- 高齢者に対する介護サービスだけでなく、公民館、保育所又は学校等を活用して、子どもや学生とともに日中を過ごせる多世代交流のサービスも、地域においては必要とされています。
- また、子どもや障がいがある方とともに生き生きとした在宅生活を送れるような共生型サービスも、地域のニーズに応じて進めていく必要があります。
- いずれも、地域介護・福祉空間整備等交付金（先進的事業支援特例交付金）により基盤整備や事業実施が可能であることから、これらの財源の活用も含めて、既存の制度の枠組みにとらわれず、地域の実情に応じた事業を進めることが必要です。

エ 「住まい」の確保

（住まいの重要性）

- 介護が必要になった時に自宅での生活の継続を困難にする要因の一つが「住まい」です。家屋の構造が要介護者の生活に適さず、自宅に住み続けることが物理的に困難である場合や、一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯にとっては自宅から買い物ができる場所や医療機関が遠い集落では日常生活の継続が困難な場合などがあります。
- 高齢者がいつまでも地域で暮らし続けるためには、バリアフリー、緊急通報装置・安否確認設備などのハード機能を備え、同時に生活支援や入居者の状態に応じた介護ニーズへの対応などのソフト機能を備え併せた、高齢者が安心して住める「住まい」の確保が重要になります。
- また、「住まい」自体の住環境のみならず、「住まい」周辺の生活環境が重要です。今後は、住まいの整備に当たっては、高齢者が生活しやすい地域づくりと一体的な整備が必要になります。

（持ち家の改修）

- できるだけ住み慣れた自宅で暮らし続けられるように、在宅の要介護者（要支援者）が、心身の状況等から必要と認められて、手すりの取り付けなどを行った場合に、介護保険制度から「住宅改修費」が給付されます。また、現在、県は、要支援高齢者のいる低所得者世帯に対して「高齢者住宅改造事業費補助金」を助成しており、これらの活用を図ります。
- バリアフリー分野・住宅耐震分野・その他の分野について、住宅改修に関する県民の相談に対応していただける方を名簿に登載し、広く県民の皆さんに利用していただく「みえの住まいの人財バンク」制度により、住宅改修に関する相談対応体制の充実を図ります。
- 住宅金融支援機構において、バリアフリーリフォームのための死亡時一括償還制度を実施しており、この周知に努めます。

（賃貸住宅における高齢者対策）

- 県営住宅について、高齢者が住みやすい住環境整備のため、既存住宅の1・2階の住戸を対象にバリアフリー化工事を進めます。また工事完了住戸を入居募集する場合等について高齢者世帯が優先的に入居できる制度を設けており、情報の周知を図ります。
- 高齢者向け住宅の登録機関と連携して、高齢者の入居を拒否しない「高齢者専用賃貸住宅」、「高齢者円滑入居賃貸住宅」の情報の登録や提供を進めます。

(高齢者福祉分野における多様な住まいの確保)

- 介護保険制度においては、認知症の高齢者5～9人が家庭的な環境のもとで共に生活をする「認知症高齢者グループホーム」や、介護付き有料老人ホームおよび介護専用型ケアハウス（介護保険法における「特定施設入居者生活介護」の指定を受けた有料老人ホームおよびケアハウス）があります。
- これらの施設については、介護保険事業（支援）計画に基づき、計画的に整備を進めていくため、介護専用型ケアハウスについては県が助成を行い、認知症高齢者グループホームについては地域介護・福祉空間整備等交付金等を活用して市町が助成を行います。

(高齢者世帯の住み替え支援)

- 高齢者世帯が所有する住宅を借り上げて子育て世帯等に賃貸するとともに、その借り上げ賃料等による高齢期の生活に適した住宅への住み替えを可能にする「高齢者住み替え支援制度」が平成18年10月からモデル的にスタートしています。

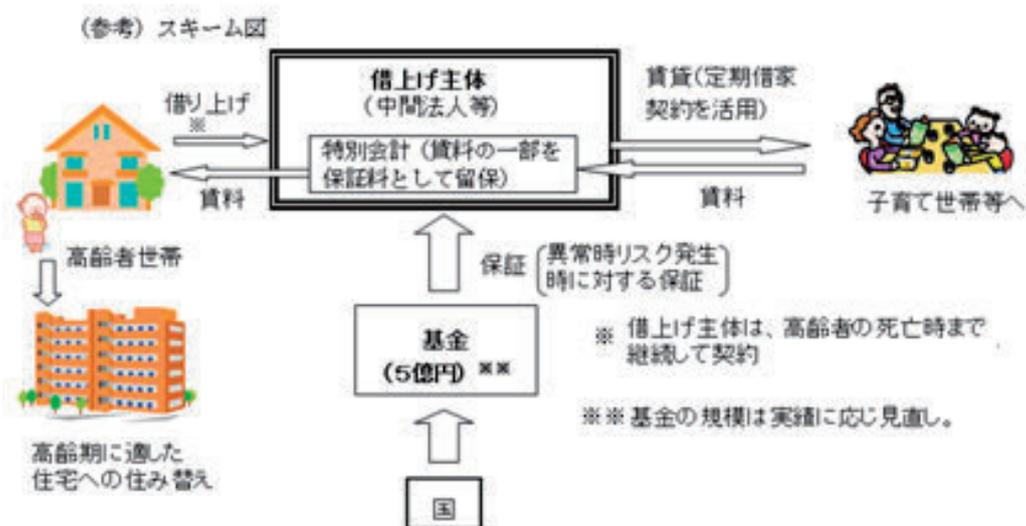


図 高齢者住み替え支援制度のスキーム (国土交通省ホームページより)

(住まいに関する情報の提供)

- 住まいに関する情報は多岐にわたりそれぞれが複雑に関連しています。広く多様な住宅に関する情報について、高齢者をはじめとする県民の皆さんのニーズに対応したわかりやすい情報提供に取り組みます。

(建築・医療・福祉の専門職等によるネットワーク化)

- 住環境の改善を図るため、建築関係の専門職と医療・福祉・介護等の専門職員が連携して取り組む体制づくりを進めます。

	公営住宅	機構住宅	公社住宅	高齢者向け 優良賃貸住宅 (高優賃)	高齢者専用 賃貸住宅 (高専賃)	高齢者円滑 入居賃貸住宅 (高円賃)	
	(公営住宅法)	(独立行政法人 都市再生機構法)	(地方住宅供給公社 法)	(高齢者の居住の安定 確保に関する法律)	(同左)	(同左)	
目的	住宅に困窮する定額 所得者に対して低廉 な家賃の賃貸住宅を 供給	主にファミリー世帯に 対して良好な居住環 境を備えた賃貸住宅 の安定的確保	勤労者に対して良好 な居住環境の住宅を 供給	高齢者の単身・夫婦 世帯に対して優良な 賃貸住宅を供給	専ら高齢者単身・夫婦 世帯に賃貸する住宅 の普及	高齢者の入居を拒否 しない賃貸住宅の普 及	
主な供給 主体	都道府県 市区町村	都市再生機構 (機構)	地方住宅供給公社(公 社)	民間、機構、公社	民間	民間	
入居者 資格	同居 要件 等	同居親族を要する。 ただし、60歳以上の者 は単身入居可	原則同居親族を要す る	原則同居親族を要す る	高齢者(60歳以上)単 身世帯、高齢者夫婦 世帯	高齢者単身世帯、高 齢者夫婦世帯	特になし(個々の事例 による)
	収入 要件	【原則階層】 収入分位 0～25%(4 人世帯年収約 510 万 円以下) 【高齢者等に係る裁量 階層】 収入分位 25～40%(4 人世帯年収約 610 万 円以下)	家賃に応じた一定の 基準月収を満たしてい ること、又は一定の基 準月収がある親族の 連帯保証が受けられ ること	家賃に応じた一定の 基準月収を満たしてい ること、又は一定の基 準月収がある親族の 連帯保証が受けられ ること	収入制限なし	収入制限なし	収入制限なし
家賃設定	応能応益家賃(上限は 近傍同種家賃)	近傍同種家賃と均衡 を失しないこと	近傍同種家賃と均衡 を失しないこと	近傍同種家賃と均衡 を失しないこと(建設費 補助を受けた場合は、 建設費、土地取得費 等を基準に算定した 限度額家賃以下)	市場家賃	市場家賃	
公的支援 措置	○建設費補助 (国 1/2、地方 1/2) ○家賃対策補助 (近傍家賃と入居負担 額の差額 国 1/2 地 方 1/2)	-	-	○建設費補助 (共用部分工事費 国 1/3 地方 1/3) ○家賃対策補助 (家賃と入居者負担額 の差額 国 1/2 地方 1/2)	-	-	
三重県住 生活基本 計画におけ る供給目標	公営住宅の供給目標量 平成 18 年度～平成 22 年度 4,476 戸(うち新規・建替戸数 423 戸) 平成 18 年度～平成 27 年度 8,198 戸(うち新規・建替戸数 1,240 戸) ※新規整備や建替のみでなく、空き家利用による供給を含みます。						

図 高齢者向けの主な賃貸住宅

(単位:戸数)

		公営住宅	機構住宅	公社住宅	高齢者向け 優良 賃貸住宅 (高優賃)	高齢者専用 賃貸住宅 (高専賃)	高齢者 円滑入居 賃貸住宅 (高円賃)
県 内 の 状 況	北勢	7,567	2,153	0	0	117	84
	中勢伊賀	4,838	382	0	8	9	29
	南勢志摩	4,371	0	0	24	55	74
	東紀州	1,035	0	0	0	0	0
	県計	17,811	2,535	0	32	181	187

※高齢者専用賃貸住宅および高齢者向け優良賃貸住宅の戸数は、県土整備部住宅室調べによります。

※高齢者専用賃貸住宅には、高齢者向け優良賃貸住宅は含みません。

図 県内の高齢者向けの主な賃貸住宅の戸数（平成19年4月1日現在）

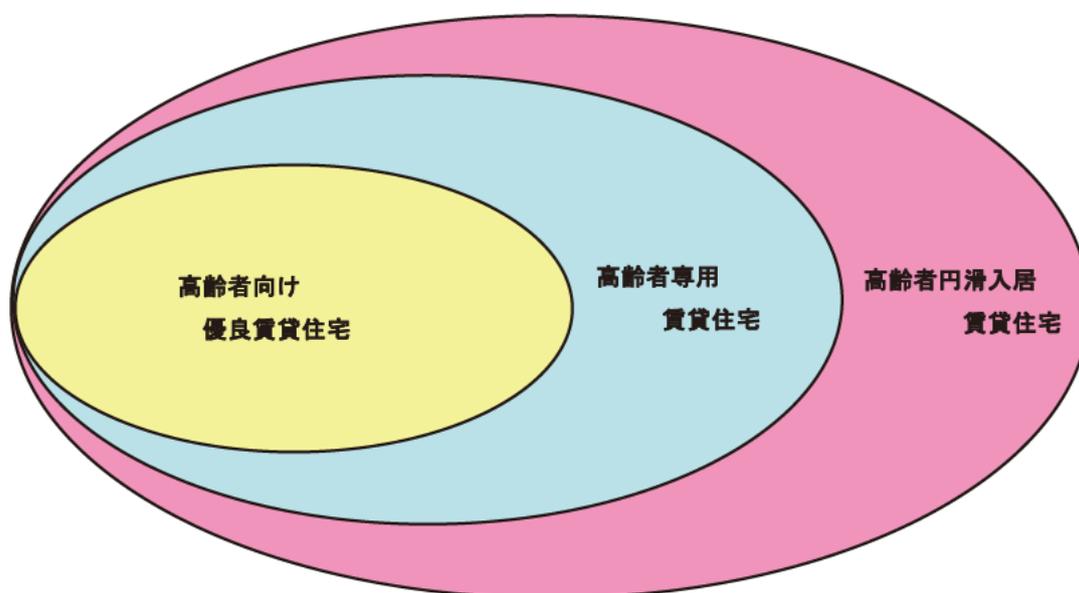


図 高齢者向け住宅の関係図

高齢者専用賃貸住宅について

■ 高齢者専用賃貸住宅とは？

高齢者専用賃貸住宅とは、高齢者円滑入居賃貸住宅のうち、もっぱら高齢者世帯に賃貸する住宅として登録されたものです。

高齢者円滑入居賃貸住宅の登録とは？

高齢であることを理由に入居を拒否することのない賃貸住宅を貸し主が登録し、登録された賃貸住宅の情報を広く提供する制度。登録した賃貸住宅については、高齢者居住支援センターが行う家賃債務保証を受けることができます。



高齢者専用賃貸住宅とは？

高齢者円滑入居賃貸住宅のうち、もっぱら高齢者世帯に賃貸する住宅として登録されたもので、高齢者専用賃貸住宅としてより詳細な情報を公開することにより、高齢者の方が住まいを選ぶときに詳細な情報を見比べることができるようにしたものです。

— 登録する主な事項 —

高齢者円滑入居賃貸住宅	高齢者専用賃貸住宅
戸数・規模（住戸の面積）・家賃共益費の額	戸数・規模（住戸の面積）・家賃共益費の額
.....	敷金・敷金以外のその他一時金
.....	前払い家賃額・前払い家賃の保全措置の有無
空き室の有無	空き室の有無
バリアフリーに関する構造又は設備	バリアフリーに関する構造又は設備
.....	共同利用施設（居間・食堂・台所・収納設備・浴室）
.....	介護・日常生活の世話の提供 （食事・入浴排せつ等・緊急時対応 等）

【登録にあたっての注意事項】

- ・賃貸借契約書であること、または、文章中に賃貸を約する内容が記載されていること。
- ・部屋番号等が特定され、入居者の同意なしに変更されないこと。
- ・賃貸借と介護等のサービスが別々の契約となっていること。

【登録の受付場所】

- ・津市島崎町56番地 （財）三重県建設技術センター 建築課
(Tel) 059-229-5612 ※ 手数料として700円が必要です。

図 高齢者専用賃貸住宅について（その1）

■ 一定の条件を満たした高齢者専用賃貸住宅

高齢者専用賃貸住宅の中で、次の要件を満たすものについては有料老人ホームの届出が不要となります。また、県に届出を行い受理されることにより『適合高齢者専用賃貸住宅』として介護保険法第13条に規定する「住所地特例対象施設（特定施設）」となります。

なお、適合高齢者専用賃貸住宅において「特定施設入居者生活介護」を実施するためには、この他に人員基準や設備基準を満たし、別途、同法第41条第1項又は第42条の2第1項の規定による知事又は市町長の指定を受けることが必要です。

— 届出が不要となる4条件（介護保険法では適合高専賃と呼ばれています） —

① 各戸の面積が25㎡以上あること（居間・食堂・台所その他、高齢者が共同して利用するために十分な面積を有する共用設備がある場合は18㎡以上）。

② 原則として各戸に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えること（共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えた場合は、各戸に水洗便所と洗面設備を備えていれば可）。

③ 前払い家賃を受領する場合は、保全措置を講じること。

④ 入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事又は健康管理を実施すること。

※ 4条件を満たさない高齢者専用賃貸住宅で、食事の提供、介護の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理のうち、いずれかのサービスを実施していれば有料老人ホームとしての届出が必要。

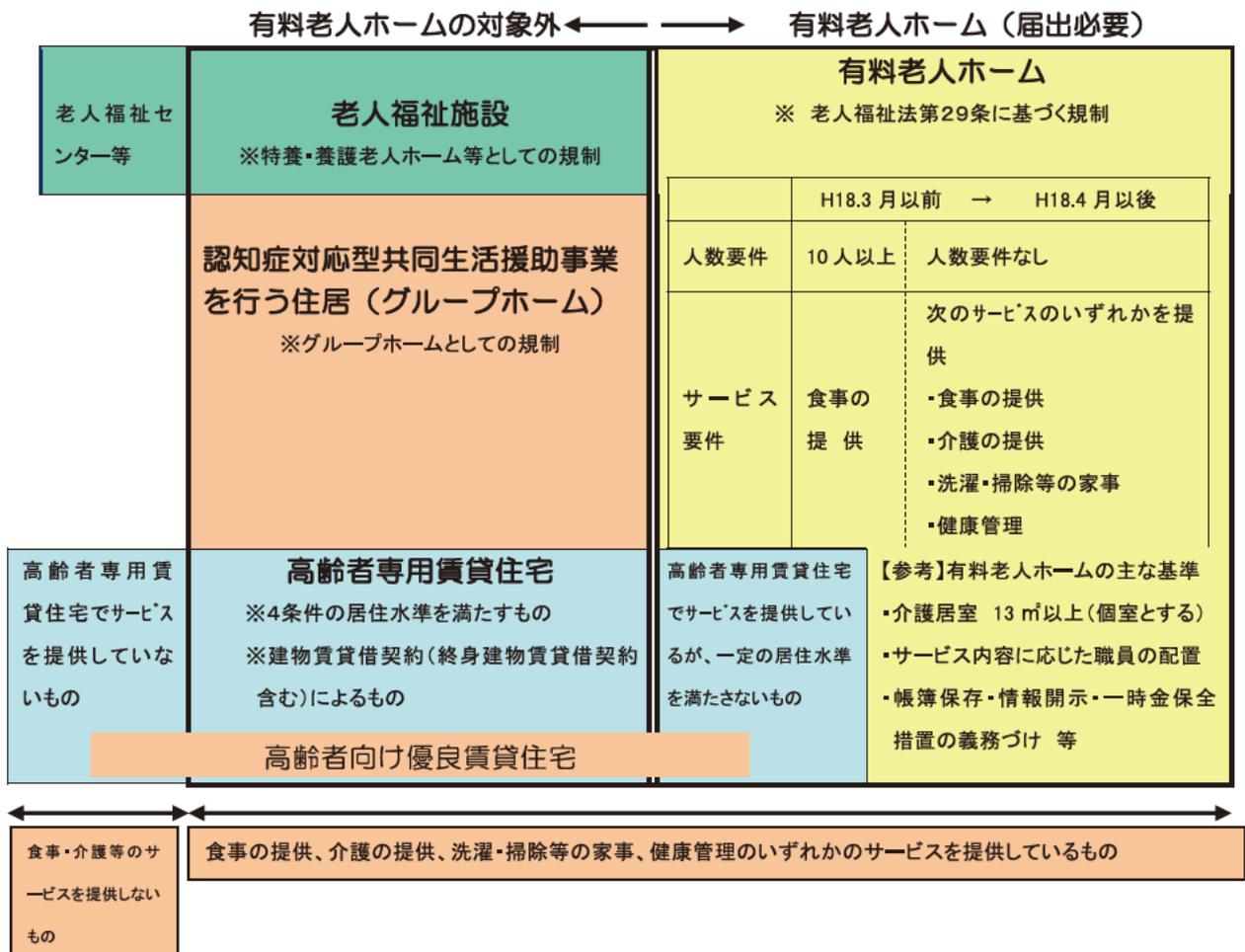


図 高齢者専用賃貸住宅について（その2）

オ ユニバーサルデザインの地域づくり

- 今ある障壁（バリア）を取り除くというバリアフリーの取組とともに「あらかじめ」「多様な人々が利用しやすい」というユニバーサルデザインの視点の立った地域づくりを、三重県ユニバーサルデザイン推進条例や推進計画に基づき進めます。
- 県民一人ひとりがユニバーサルデザインの地域づくりを理解し、この考え方にに基づき行動できるという状態をめざし、NPO、団体、企業、市町等に啓発や情報提供を行い、普及活動を担う人材を育成します。
- だれもが自由に移動しやすく、安全かつ快適に暮らしやすい環境を整備するため、条例の整備基準に基づいた施設整備等の指導とともに、鉄道駅のバリアフリー化の支援や低床バスの導入を促進します。
- だれにとっても、使いやすいものが提供されるよう、ユニバーサルデザインの視点から多様な利用者を意識したものづくりの重要性を理解する研修や情報の提供を行います。
- だれにとっても、良質なサービスやわかりやすい情報が提供されることをめざし、窓口サービス等の向上や情報弱者に配慮してさまざまな手段による情報提供に努めます。

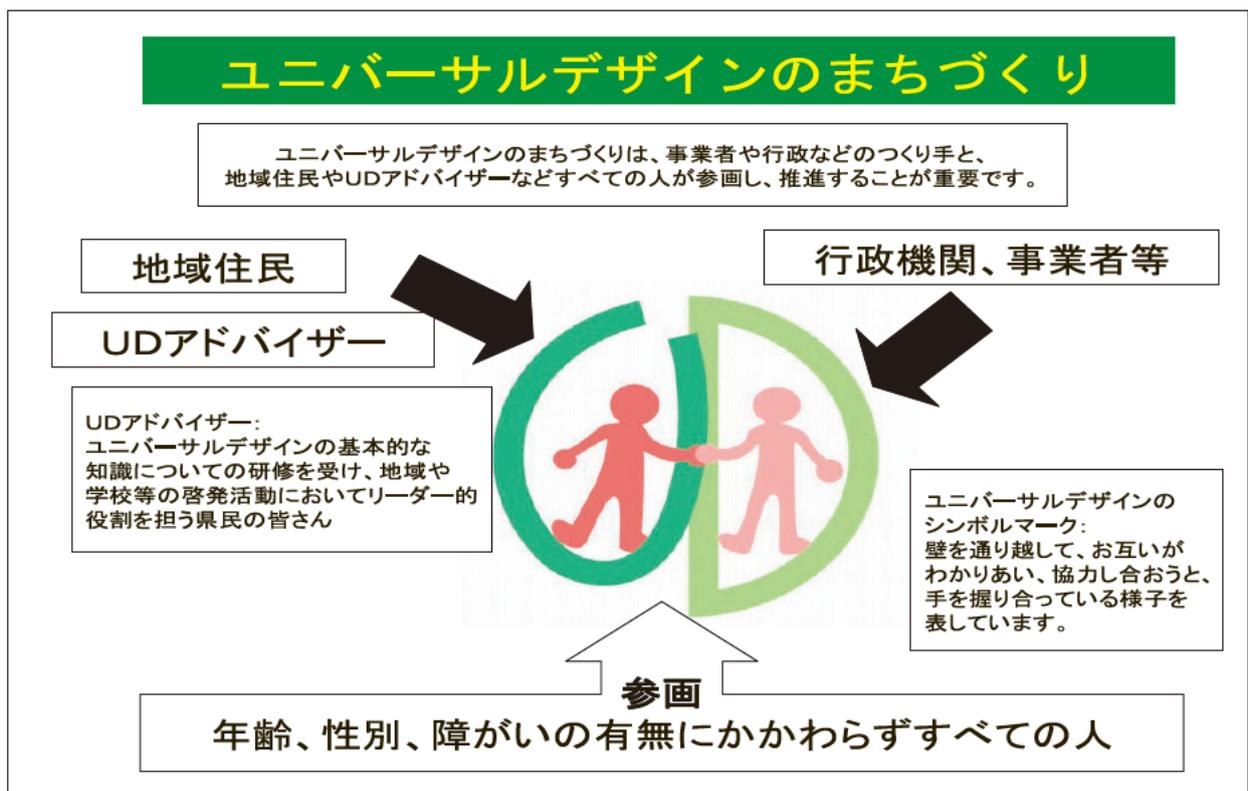


図 ユニバーサルデザインの地域づくり概念図